

令和6年7月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年7月19日(金)

開会 午前 9 時 30 分

閉会 午前 9 時 50 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

8番 永渕 久雄 委員 9番 久富 正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農用地利用集積計画について	9件
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請について（専決処分）	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	5件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 2名

議長

それでは、ただいまより令和6年7月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号8番〇〇〇〇委員と議席番号9番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、4筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、長女・次女である譲渡人から、長男である譲受人への姉妹の持分を贈与する所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何か、ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番の〇〇です。以前から、この新規就農ちゅうとをよく見かけるんですけど、実際に本当に新規就農そげん多いとでしようか？営農計画も出とるけんが、たぶん自分で耕作されると思いますけど。新規就農がけっこうあっているけど、そげん話も聞かんごたるけど、実際そんなに増えてるんですかね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

3条の申請におきましては、新規の方というのは増えておりますので増える傾向にあるものと認識しております。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

その目的で新規就農が増えるようになってる、下限面積が減ったりしていると思いますけど、実際にこの間から問題になつとる、耕作をしているかどうかちゅうあれもあるけんですね、ちょっとお尋ねしました。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

9番委員

9番の〇〇ですけど、この方は〇〇から通って来なるわけ？新規就農で、住所は〇〇、百姓すつとに、一反四畝ばかりで、何か施設かなにかされるとか。就農やけん結局、百姓にもう携わるわけやけん、生計が立たないかんけん。ただ、〇〇から通って来なっさるやろかと思つて。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

こちらの方につきましては、〇〇〇〇〇の構成員の方で今耕作のほうの手伝いをされてあるというふう聞いております。〇〇市の方から現在は通われているというように聞いておりますけども。すみません、鳥栖市内の方に居住とまでは聞いておりませんが、〇〇〇〇〇の構成員ということでお伺いしているところでございます。

以上になります。（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

議長

はい、ほかにございませつか。

無いようですつので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よつて、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませつか。

無いようですつので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よつて、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、開発に伴い、申請人が現在の住まいを移転して農家住宅を建てるために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は、北側既存側溝へ放流をされる計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね300m以内の範囲であり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さんから何かございませんか。

〇〇委員さん、何かございませんか。

4番委員

はい、問題はないです。

議長

わかりました。

ほかにごございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について3件、3筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、1筆、賃貸借権設定に係るものについて2件、2筆の申請がございました。

それでは、3ページから4ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

別冊資料1の4ページをお願いします。

この案件につきましては、駐車場の敷地を拡張するため転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は、東側側溝へ放流する予定となっておりますが、西側の河川沿いに側溝が新設をされており、そちらのほうへ放流する計画となりました。5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね300m以内の範囲であり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さんから何かございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

3番委員

3番〇〇です。7月16日に、〇〇会長と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局の方で現地を確認しました。申請地は鳥栖インターチェンジにほど近い〇〇町の中の農地です。駐車場の敷

地の拡張のため、転用申請されたものです。現地確認の際に、排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題はないと思われま

以上です。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにございませ

はい、〇〇委員、どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。この土地は結構小さい土地のようなんですけれども、現況はどうなっているのでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

以前、こちらの駐車場を挟んで、〇〇という会社のほうが、物流倉庫ということで転用の申請をされてあります。そちらの関係で、現在工事のほうが入っておるような状態で、現状としては更地というような状態に、今なっておる状況になっております。

以上になります。

議長

よろしいですか。ほかにございませ

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求め

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号2、番号3の案件につきましては、関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求め

事務局

議案第3号、番号2、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、開発工事を行うにあたり、仮設道路を設置するため一時転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側農地へ自然流下される計画となっております。また、資金計画につきましては、残高証明書が添付をされております。

一時転用期間は、令和6年8月1日から、令和7年7月31日までとなっております。現況復旧確約書が添付をされております。

8ページに位置図、9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、1筆は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する第3種農地、他の1筆は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可でき、また、第2種農地につきましては第3種農地に立地困難な場合許可できることとなっており、また農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実に認められることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号2、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、何かございませんか。

はい、じゃお願いします、〇〇委員。

4番委員

4番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

7月16日に会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町と〇〇町に所在する農地です。申請者は〇〇町の市街化区域で、住宅分譲の開発を行うための工事用仮設道路を一時転用するため転用申請をされたものです。

現地確認の際に、排水の説明を受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題はないと思われま

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見いただきましたが、ほかにございませんか。

はい、〇〇委員、お願いします。

6番委員

6番〇〇です。申請者は分譲地の開発工事を行うということなんですけれども、その分譲地は8ページ、9ページの地図でいくとどのあたりにあるということなんでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

8ページの地図で申し上げますと、図面を見ていただいて左、東西南北でいうと西側、こちらの点線のあるラインがあるんですけれども、そこから西側につきましては概ね市街化区域ということになっておりますので、申請につきましてはこの後の報告の中で届出という形で出てくる形になっております。

場所については、以上になります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。農用地利用集積計画について9件、32筆でございます。

議案第4号、番号1から番号9につきましては、一括して審議いたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、5ページから9ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により9件、32筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決

定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が3万4,910平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積につきましては、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が32件、3万4,910平方メートル、総合計が32件、3万4,910平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が9名、借人4名、申請枚数は9枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、番号1から番号9の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転につきまして2件、4筆が提出され、鳥栖市農業委員会処務規程第4条に基づき専決し、受理したことを御報告いたします。

次に、11ページから13ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして14件、20筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、14ページから15ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして5件、19筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で、委員の皆様から何かございますか。

(発言する者なし)

事務局の方からは、何かございますか。

(発言する者なし)

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年8月20日火曜日、午前9時半より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____